

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第一条を第一条の四とする改正規定、第十二条第一項の表の改正規定（第一条の四第一項の項、第一条の四第二項第一号の項及び第一条の四第二項第八号の項に限る。）、第十五条の表の改正規定（第一条の四第一項及び第二項第一号の項並びに第一条の四第二項第一号の項に限る。）及び次条の規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある次の各号に掲げる様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一 この省令による改正前の様式

二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の様式

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の様式

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三条 厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年^{厚生省}労働省^{令第八号}）の

一部を次のように改正する。

附則第二項中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「児童手当法施行規則」を「旧児童手当法施行規則」に改め、同条中「児童手当法

（」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりな

おその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（」に、「児童手当法施行

規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六十六号）による改正前の児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号。附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。）」に改める。

附則第二条中「児童手当法施行規則」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この条において「旧児童福祉法」という。）」に改め、同条第二項

中「児童福祉法」及び「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

第七条第二項第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改め、同項第二号中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第十六条の見出し中「児童手当法施行規則」を「旧児童手当法施行規則」に改め、同条中「児童手当法（）」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（）」に、「児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六十六号）」による改正前の児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号。附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。）に改める。

第十七条第一号中「児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第二百二十七号）第一条の規定による改正前

の児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下この条において「旧児童福祉施設最低基準」という。）に改め、同条第二号及び第三号中「児童福祉施設最低基準」を「旧児童福祉施設最低基準」に改める。

第十九条第二項第四号中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

附則第二条中「児童手当法施行規則」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室の所掌事務の特例）

6 児童手当管理室は、当分の間、子ども手当に関する事務（年金局の所掌に属するもの並びに子ども手当制度に関する企画及び立案並びに児童育成事業に係るものを除く。）をつかさどる。

附則中第十二項を第十四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項

を加える。

(雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室及び年金局事業企画課会計室の所掌事務の特例)

7 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第三十一条の二の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第五十八条第二項第二号及び第三号並びに第七十条の二第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

8 特別会計に関する法律附則第三十一条の三の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第五十八条第二項第二号及び第三号並びに第七十三条の二第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。